整備進む下水道

普及率は県下第２位
早期の下水道利用をお願いします

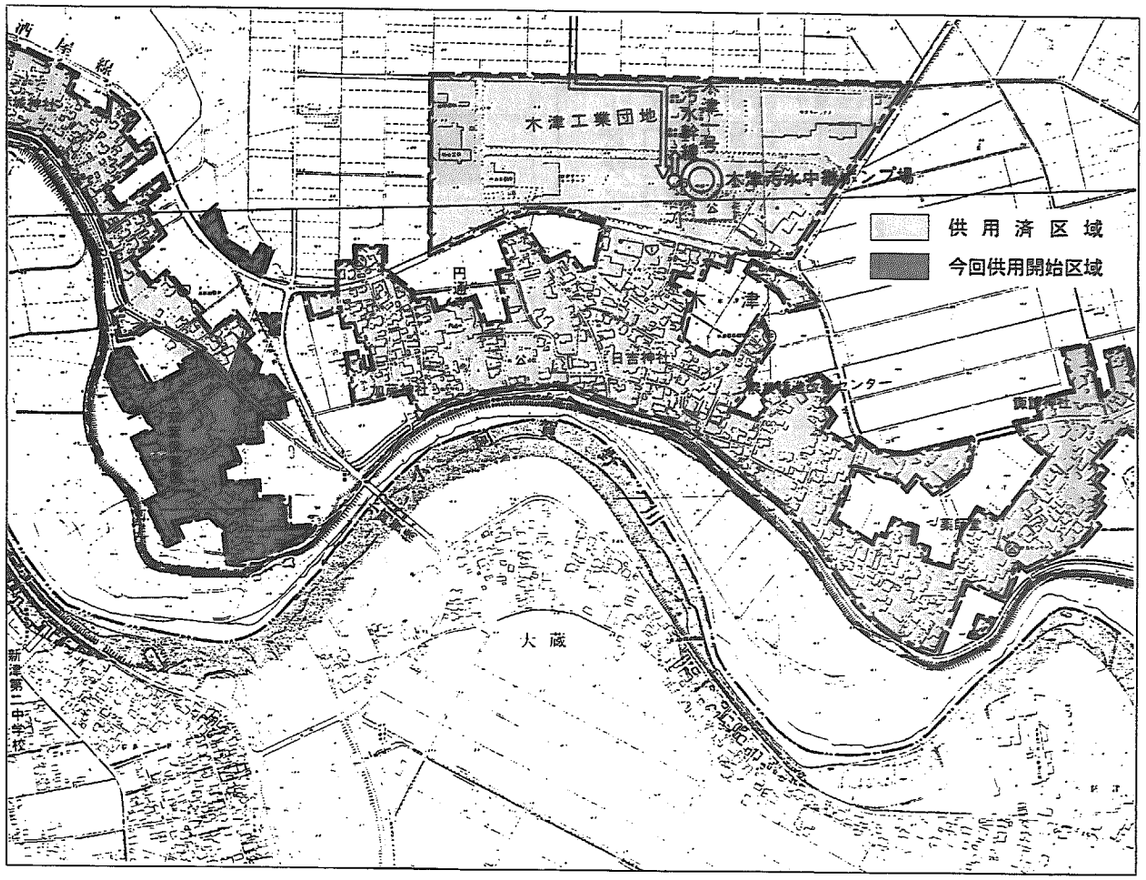

下水道供用開始のご案内

昨年より工事を行ってきました木津下地区の下水道工事が完了し、同地区において四月一日より下水道の利用、水洗化ができるようになりました。家庭雑排水や風呂、トイレの排水を下水道に直接流すことにより、環境整備が一層図られ、蚊やハエ等の害虫発生の防止、悪臭などの公害がなくなり、衛生的で文化的な生活を営むことができるようになります。

今回の供用開始により、平成九年度末の本町の下水道普及率は八十六％になりました。

なお、本町における水洗化率は別表のとおりです。融資斡旋の制度もありますので、環境整備のために、供用区域の方々の水洗化をお願いします。

排水設備工事は町指定工事店で

指定工事店制度の規制緩和により、一定の要件を備えていれば町の指定工事店になることができるようになりました。

今までの指定店のほかに、四月二十日までに七社を新しく工事店として認定しました。

排水設備工事を依頼するときは、町の指定工事店であるかどうかを確認してください。なお、町の指定工事店以外は工事ができません。

指定工事店など、下水道設備工事に関することについては、建設企業課下水道係までお問い合わせください。

☎三八五－二一一一

◇地区別水洗化率
◆横　越　八七・九％
◆沢　海　六八・〇％
◆木　津　四五・三％
◆二本木　六六・一％
◆藤　山　八八・二％
◆駒　込　五九・二％
（藤山・駒込とも、うぐいすタウンを含む）

▼融資斡旋額
工事一件につき六十万円以内
▼融資利率
金融機関との協定利率（現在利率二・九〇％）
▼融資時期　工事検査合格後
▼償還方法
最高三十六ヵ月の元利均等月賦償還
▼利子補給
水洗化の時期により異なります。処理区域の公示日から
①一年以内の場合　全額を補給
②二年以内の場合　半額を補給
③三年以内の場合　補給はなし
（融資の斡旋はします）

平成十二年四月一日から

介護保険制度がはじまります

介護保険は老後の安心を皆で支える仕組みです

わが国では急速な高齢化とともに、介護の問題が老後の最大の不安要因となっています。

介護が必要になっても、残された能力を活かして、できる限り自立し、尊厳を持って生活できるようにすることは国民共通の願いですが、現実には家族だけで介護を行うことは非常に困難になっています。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的な介護サービスが安心して受けられる仕組みを創ろうとするものです。

介護保険への加入は四十歳から

介護保険は、六十五歳以上の人（第一号被保険者）と四十歳以上六十五歳未満の医療保険に加入している人（第二号被保険者）が加入します。

保険料は、所得に応じて決まります

○六十五歳以上の人
（第一号被保険者）
保険料は、所得に応じた額となり、年金額が一定以上の人は年金から天引きされます。

それ以外の第一号被保険者は個別に町に支払います。

○四十歳以上六十五歳未満の人
（第二号被保険者）
保険料は、所得に応じた額となりますが、その額は加入している医療保険によって異なり、現在、支払っている医療保険料と一括して支払います。

健康保険加入者は、給料から天引きされます。

国民健康保険加入者は、個別に町に支払います。

介護サービスを受けることができるのは

寝たきり、痴呆などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）になったり、常時の介護では必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になったとき、介護保険からサービスを受けることができます。

介護が必要な高齢者

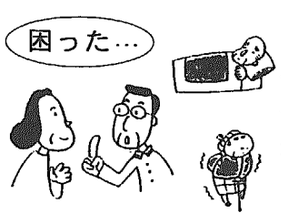

介護サービスを利用したいとき

寝たきりや痴呆などの要介護状態、または、要支援状態にあるか否か、及び介護の必要度（要介護度）を判定してもらうため、町に要介護認定の申請をします。

本人や家族などが申請

申請を行うと、町で心身の状況などを調査し、その調査結果とかかりつけ医師の意見書をもとに、認定審査会で判定を行い、要介護状態または要支援状態と認定されると、介護サービスを利用することができます。

介護サービスの種類は

介護サービスには、在宅サービスと施設サービスがありますが、サービスの種類は、次のとおりです。

○在宅サービス
・訪問介護（ホームヘルプ）
・訪問入浴
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・日帰りリハビリテーション（デイケア）
・居宅療養管理指導（医師・歯科医師による訪問診療など）
・日帰り介護（デイサービス）
・短期入所生活介護（ショートステイ）
・短期入所療養介護（ショートステイ）
・痴呆対応型共同生活介護（痴呆性老人のグループホーム）
・有料老人ホーム等における介護
・福祉用具の貸与・購入費の支給
・住宅改修費の支給（手すりの設置、段差の解消など）

○施設サービス
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
・介護老人保健施設（老人保健施設）
・介護療養型医療施設（療養型病床群、老人性痴呆疾患療養病棟、介護力強化病院）

なお、介護の必要度（要介護度）により、受けられるものと受けられないものがあります。

介護サービスの自己負担（利用者負担）は一割

介護サービスを利用した場合、利用者はかかった費用の一割を負担します。

また、施設サービスを利用した場合、食費は医療保険と同様の利用者負担があります。

なお、一割負担が高額になる場合の自己負担額の上限の設定（高額介護サービス費）、食費負担額の減額及び一部負担金の減免等の制度もあります。

※介護保険制度に関するお問い合わせは、保健センターまで
☎３８５－５０４５